

一、相关新法令、新政策

- [关于公安机关管辖的刑事案件立案追诉标准的规定（二）](#)

【发布单位】最高人民法院、公安部

【发布日期】2010-05-07

【实施日期】2010-05-07

【提示】该规定共包括公安机关经济犯罪侦查部门管辖的 86 种刑事案件的立案追诉标准。

【相关法令全文】请点击以下网址查看：

关于公安机关管辖的刑事案件立案追诉标准的规定（二）

<http://www.mps.gov.cn/n16/n1282/n3493/n3778/n4303/2417768.html>

相关负责人答记者问

<http://www.mps.gov.cn/n16/n1237/n1342/n80371/5/2415241.html>

- [人民检察院扣押、冻结涉案款物工作规定](#)

【发布单位】最高人民法院

【发布日期】2010-05-09

【实施日期】2010-05-09

【法令全文】请点击以下网址查看：

<http://www.spp.gov.cn/site2006/2010-05-20/0005427622.html>

- [关于明确《增值税一般纳税人资格认定管理办法》若干条款处理意见的通知](#)

【发布单位】国家税务总局

【发布文号】国税函〔2010〕139 号

【发布日期】2010-04-07

【提示】该通知对《增值税一般纳税人资格认定管理办法》中的“年应税销售额”、“经营期”、“申报期”等用语的内涵进行了解释。

【法令全文】请点击以下网址查看：

<http://www.chinatax.gov.cn/n8136506/n8136593/n8137537/n8138502/9702317.html>

- [关于清理规范涉企行政事业性收费的通知](#)

【发布单位】财政部、国家发展和改革委员会

【发布文号】财综〔2010〕32 号

【发布日期】2010-05-10

【提示】该通知要求：

- 全面清理涉企行政事业性收费，取消不合法、不合理的收费项目；

一、関連する新法令、新政策

- [公安機関が管轄する刑事事件の立件訴追基準に関する規定（二）](#)

【発布機関】最高人民法院、公安部

【発布日】2010-05-07

【施行日】2010-05-07

【コメント】本規定には、公安機関経済犯罪捜査部門が管轄する 86 の刑事事件の立件訴追基準が含まれる。

【関係する法令全文】下記の URL をクリックしてください。公安機関が管轄する刑事事件の立件訴追基準に関する規定（二）

<http://www.mps.gov.cn/n16/n1282/n3493/n3778/n4303/2417768.html>

斯かる責任者による記者質問への回答

<http://www.mps.gov.cn/n16/n1237/n1342/n80371/5/2415241.html>

- [人民検察院による事件に係る金銭、物品の差押・凍結作業規定](#)

【発布機関】最高人民法院

【発布日】2010-05-09

【施行日】2010-05-09

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

<http://www.spp.gov.cn/site2006/2010-05-20/0005427622.html>

- [「増値税一般納税人資格認定管理弁法」若干条項の取扱意見を明確にすることについての通知](#)

【発布機関】国家稅務總局

【発布番号】国税函〔2010〕139 号

【発布日】2010-04-07

【コメント】本通知は、「増値税一般納税人資格認定管理弁法」中の「年間課税売上高」、「経営期間」、「申告期間」等の用語の意味について解釈を行っている。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

<http://www.chinatax.gov.cn/n8136506/n8136593/n8137537/n8138502/9702317.html>

- [企業に係る行政事業の料金体系を見直し規範化することについての通知](#)

【発布機関】財政部、国家發展改革委員會

【発布番号】財綜〔2010〕32 号

【発布日】2010-05-10

【コメント】本通知は以下の通り要求を行っている。

- 企業に係る行政事業の料金体系を全面的に見直し、不合法な、合理的でない料金項目を廃止すること。

- 完善行政事业性收费项目目录管理，提高涉企收费透明度；
- 严格涉企行政事业性收费审批，规范涉企收费管理。

【相关法令全文】请点击以下网址查看：

关于清理规范涉企行政事业性收费的通知

http://www.gov.cn/zwgk/2010-05/18/content_1608369.htm

2009 年全国性及中央部门和单位行政事业性收费项目目录（现行最新目录）

http://www.gov.cn/zwgk/2010-05/19/content_1609308.htm

- 行政事業の料金項目の目録管理を整備し、企業に係る料金体系の透明性を高めること。
- 企業に係る行政事項の料金体系の審査許可を厳格にし、企業に係る料金体系の管理を規範化すること。

【関係する法令全文】下記の URL をクリックしてください。企業に係る行政事業の料金基準を見直し規範化することについての通知

http://www.gov.cn/zwgk/2010-05/18/content_1608369.htm

2009 年全国範囲、中央部門及び機関の行政事業の料金項目目録（現行の最新の目録）

http://www.gov.cn/zwgk/2010-05/19/content_1609308.htm

● 关于开展涉税财物价格认定工作的指导意见

【发布单位】国家发展和改革委员会、国家税务总局

【发布文号】发改价格〔2010〕770 号

【发布日期】2010-04-30

【提 示】根据该意见：

- 涉税财物价格认定工作，是指政府价格主管部门设立的价格认证机构，对税务机关在征税过程中出现的价格不明、价格有争议的情况进行计税价格认定的行为。
- 纳税人对涉税财物价格认定结论持有异议时，应参照涉案财物价格鉴定工作的相关规定，启动政府价格主管部门的重新认定和复核裁定程序予以解决。

【法令全文】请点击以下网址查看：

http://www.sdpc.gov.cn/zcfb/zcfbtz/2010tz/t20100518_347383.htm

● 税金に係る財物価格認定作業を実施することについての指導意見

【発布機関】国家発展改革委員会、国家税務総局

【発布番号】发改価格〔2010〕770 号

【発 布 日】2010-04-30

【コメント】本意見によると次の通りである。

- 税金に係る財物価格認定作業は、政府価格主管部门が設立した価格認証機関が、税務機関の課税過程において生じた価格が明確でなく、価格について意見の分かれる情況に対し、課税価格認定を行う行為をいう。
- 納税者は、税金に係る財物価格認定結果について異議がある場合、案件に係る財物価格鑑定作業の斯かる規定を参照し、政府価格主管部门の再認定及び再審査裁定手順により解決する。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

http://www.sdpc.gov.cn/zcfb/zcfbtz/2010tz/t20100518_347383.htm

● 保险公司股权管理办法

【发布单位】中国保险监督管理委员会

【发布文号】中国保险监督管理委员会令 2010 年第 6 号

【发布日期】2010-05-04

【实施日期】2010-06-10

【法令全文】请点击以下网址查看：

http://www.gov.cn/flfg/2010-05/20/content_1610036.htm

● 保険会社持分管理弁法

【発布機関】中国保険監督管理委員会

【発布番号】中国保険監督管理委員会令 2010 年第 6 号

【発 布 日】2010-05-04

【施 行 日】2010-06-10

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

http://www.gov.cn/flfg/2010-05/20/content_1610036.htm

● 关于加强夏季危险化学品道路运输作业安全管理的通知（上海）

【发布单位】上海市安全生产监督管理局、上海市公安局、上海市交通港口管理局

【发布文号】沪安监管危化〔2010〕86 号

● 夏季危険化学品道路輸送作業安全管理を強化することについての通知（上海）

【発布機関】上海市安全生産監督管理局、上海市公安局、上海市交通港灣管理局

【発布番号】滬安監管危化〔2010〕86 号

【发布日期】2010-05-05

【提 示】该通知发布了《夏季时段禁限道路运输危险化学品名录》(以下简称“《名录》”),将禁、限运的危险化学品从175种增加至226种,并规定自2010年06月15日至10月15日期间:

- 禁止在上午10时至下午16时进行《名录》中易燃易爆、剧毒等危险化学品道路运输;
- 禁止在上午8时至下午16时进行装卸作业。

【法令全文】请点击以下网址查看:

http://www.shsafety.gov.cn/zfxxgk/xxml/ywxx/201005/t20100517_6967.html

【発布日】2010-05-05

【コメント】本通知は「[夏季シーズンの道路輸送を禁止・制限する危険化学品リスト](#)」(以下「リスト」という)を公表し、輸送を禁止・制限する危険化学品を175品目から226品目に増やし、2010年6月15日から10月15日までの期間においては、以下の通りとすることを規定した。

- 午前10時から午後16時までの時間帯において、「リスト」中の引火性、爆発性、劇毒性等の危険化学品の道路輸送を禁止する。
- 午前8時から午後16時までの時間帯において、荷役作業を行うことを禁止する。

【法令全文】下記のURLをクリックしてください。

http://www.shsafety.gov.cn/zfxxgk/xxml/ywxx/201005/t20100517_6967.html

● [江苏省集体合同审查办法（江苏）](#)

【发布单位】江苏省人力资源和社会保障厅

【发布日期】2010-04-30

【实施日期】2010-04-30

【法令全文】请点击以下网址查看:

http://www.jiangsu.gov.cn/shouye/wjgz/bmwj/201005/t20100520_456273.html

【注】

- 如果需要了解法律、法规或政策的全文内容或需要相关日文翻译服务,请与我们联系;
- 本栏目所公布的网址通常为官方网址,如果无法访问,您可以通过搜索引擎查阅或与我们联系。

● [江苏省劳动协议审查办法（江苏）](#)

【発布機関】江蘇省人的資源社会保障庁

【発布日】2010-04-30

【施行日】2010-04-30

【法令全文】下記のURLをクリックしてください。

http://www.jiangsu.gov.cn/shouye/wjgz/bmwj/201005/t20100520_456273.html

【注】

- 法令・政策の全文の内容や相応の日本語訳のサービスが必要な場合には、私共にご連絡ください。
- ご案内するURLは政府筋の公式サイトですが、リンクできない場合は、検索エンジンで検索いただくか、私共にご連絡いただければと思います。

二、相关新信息

● [《工资条例》可能在2010年内出台](#)

据悉,由人力资源和社会保障部起草修订的《工资条例》目前处于研究、论证和征求意见的阶段,可能在2010年内出台,工资协商制度、同工同酬等条款将被纳入其中。

2010年以来,上海(1120元:最低月工资;下同)、浙江(1100元)、广东(1030元)、江苏(960元)、天津(920元)、山东(920元)、福建(900元)、湖北(900元)、山西(850元)、吉林(820元)、宁夏(710元)等11个省/市/自治区相继调高了最低工资标准。另外,据人力资源和社会保障部新闻发言人日前透露,还有20个省份计划在2010年适时调整最低工资标准。

二、関連する新情報

● [「給与条例」が2010年内に公布されるもようである](#)

情報筋によると、人的資源社会保障部が起草し改正した「給与条例」が現在、検討、論証及び意見募集の段階にあり、2010年内に公布されるもようであり、給与相談制度、同一の労働に対しては同一の報酬を与える条項等がその中に盛り込まれると思われる。

2010年から、上海(1120元:最低月給。以下同じ)、浙江(1100元)、広東(1030元)、江蘇(960元)、天津(920元)、山東(920元)、福建(900元)、湖北(900元)、山西(850元)、吉林(820元)、寧夏(710元)等の11の省/市/自治区が相次いで最低給与基準を上方調整している。また、人的資源社会保障部のスポークスマンが明かした情報によると、さらに20の省でも2010年に最低給与基準を適宜調整する予

(摘自《中国经济周刊》；2010年05月18日发布)

● **商务部贯彻实施《关于进一步做好利用外资工作的若干意见》工作**

日前，商务部召开例行新闻发布会。会上透露，商务部正在制定贯彻落实《关于进一步做好利用外资工作的若干意见》的工作方案，并将做好以下八方面工作：

1	会同有关部门启动《外商投资产业指导目录》修订程序，进一步扩大开放领域。
2	修订外商投资设立投资性公司的规定，鼓励跨国公司在华设立地区总部和研发、采购、利润核算中心等功能性机构。
3	完善研发中心的支持政策，鼓励中外企业加强研发合作。
4	制订服务外包发展规划，落实承接国际服务外包发展的各项政策措施。
5	加大配套政策和资金支持力度，修订《中西部地区外商投资产业指导目录》，引导外资向中西部地区转移和增加投资。
6	支持国家级经济技术开发区更好地发挥窗口、示范、带动和辐射作用，特别是为中西部地区开发区改善投资环境加大支持力度。
7	减少并下放审批事项，继续推进网上审批，增强透明度；简化审批内容，试行外商投资企业合同、章程的格式化审批，推进投资便利化。
8	完善法律规定，创新外商投资方式，鼓励创业投资和私募股权投资，促进“引资”与“引智”相结合。

(摘自商务部网站；2010年05月17日发布)

● **2010年上海市社会保险费缴费标准**

日前，上海市人力资源和社会保障局公布**2010年上海市社会保险费缴费标准**，在2010年04月01日至2011年03月31日期间执行。企业、社会团体等单位及其职工个人的缴费标准如下：

缴费基数 (元)	养老保险		医疗保险		失业保险		生育保险	工伤保险
	单位	个人	单位	个人	单位	个人	单位	单位
2140-10698	22%	8%	12%	2%	2%	1%	0.50%	0.50%

(摘自上海市人力资源和社会保障局网站；2010年05月20日发布)

定である。

(2010年5月18日付の「中国経済週刊」より抜粋)

● **商務部は「外資利用作業を一層貫徹することについての若干意見」の作業を貫徹する**

先頃、商務部は恒例プレスブリーフィングを開催した。会議の席で、商務部は「外資利用作業を一層貫徹することについての若干意見」を貫徹する作業方案を制定中であり、また次の8つの面での作業を行うことを明かした。

1	関係部門と共同で「外商投資産業指導目録」改正手続きを開始し、開放分野を一層拡大する。
2	外商が投資性会社を出資し設立することの規定を改正し、多国籍会社が中国に地域本部及びR&D、仕入、利益計算センター等の機能的機関を設立することを奨励する。
3	R&Dセンターの支援政策を整備し、中外企業による研究開発の提携を奨励する。
4	サービスアウトソーシング発展計画を策定し、国際レベルのサービスアウトソーシングの発展を受け継ぐ諸政策措置を実施する。
5	関連政策と資金支援を強化し、「中西部地域外商投資産業指導目録」を改正し、外資の中西部地域への移行と投資の増加を牽引する。
6	国家級経済技術開発区が窓口、模範、牽引及び普及の役割をよりよく發揮するよう支援し、とりわけ中西部地域の開発区のために投資環境を改善し支援を強化する。
7	審査許可項目を減らし、また委譲し、オンラインでの審査許可を引き続き推進し、透明性を高め、審査許可内容を簡素化し、外商投資企業契約、定款の形式審査許可を試行し、投資の利便化を推進する。
8	法律の規定を整備し、外商投資方式を革新し、ベンチャーキャピタル及びプライベートエクイティを奨励し、「資本誘致」と「人材登用」との結び付きを強化する。

(2010年5月17日付の商務部ウェブサイトより抜粋)

● **2010年上海市社会保険料納付基準(上海)**

先頃、上海市人的資源社会保障局は**2010年上海市社会保険料納付基準**を公表し、2010年4月1日から2011年3月31日までの期間において実施するとした。企業、社会团体等の法人及びその職員個人の納付基準は以下の通りである。

納付基準となる金額(元)	養老保険		医療保険		失業保険		出産育児保険	労災保険
	法人	個人	法人	個人	法人	個人	法人	法人
2140-10698	22%	8%	12%	2%	2%	1%	0.50%	0.50%

(2010年5月20日付の上海市人的資源社会保障局より抜粋)

● [简析虚假宣传的行政处罚\(连载之一/共二篇\)](#)

每年的3月15日(消费者权益保护日)前后, 工商行政机关通常会公布上年度的消费者权益保护典型案例, 而虚假宣传案件在其中占相当大的比重。广义上的虚假宣传, 不仅包括虚假广告, 还包括狭义上的虚假宣传(以广告之外的其他方法进行虚假宣传)。本文将从虚假广告、虚假宣传(狭义)的概念及认定、处罚措施的法律竞合和适用等方面, 对虚假宣传(广义)的行政处罚进行简要分析。

一、 虚假广告

1. 虚假广告的概念及认定

现行法律对于虚假广告并没有予以明确定义。如果要理解虚假广告的概念, 首先需要理解广告的概念。根据《广告法》第二条的规定, 广告, 是指商品经营者或者服务提供者承担费用, 通过一定媒介和形式直接或者间接地介绍自己所推销的商品或者所提供的服务的商业广告。关于广告的媒介和形式, 主要包括:

- 1) 利用报纸、期刊等刊登广告;
- 2) 利用广播、电视等播映广告;
- 3) 利用建筑物或空间设置霓虹灯、橱窗、灯箱等广告;
- 4) 利用影剧院、宾馆、商场等场所内外设置、张贴广告;
- 5) 利用车、船、飞机等交通工具设置、绘制、张贴广告;
- 6) 通过邮局邮寄各类广告宣传品;
- 7) 利用馈赠实物进行广告宣传; 等等。

此外, 根据《关于商品包装物广告监管有关问题的通知》, 如果商品包装的文字、图形、画面符合商业广告特征, 可以适用《广告法》规定进行规范和监管。即, 商品包装也可以视为广告的“媒介和形式”。

通常意义上讲, 凡含有虚假内容、对消费者进行欺骗和误导的广告, 均可以被认定为虚假广告。实践中, 根据《关于认定处理虚假广告问题的批复》, 工商行政机关通常从以下两个方面认定虚假广告:

- 1) 广告所宣传的产品和服务本身是否客观、真实。凡利用广告捏造事实, 以并不存在的产品和服务进行欺诈宣传, 可认定为虚假广告。
- 2) 广告所宣传的产品和服务的主要内容(包括产品和服务所能达到的标准、效用、所使用的注册商标, 获奖情况, 以及产品生产企业和服务提供单位等)是否真实。广告所宣传的产品和服务的主要内容与事实不符的, 可认定为虚假广告。

● [虚偽宣伝に対する行政処罰に関する簡潔な分析\(連載第1回目/連載2回\)](#)

毎年3月15日(消費者権利保護デー)前後に、工商行政機關が通常、前年度の消費者権利保護の典型的な事例を公布し、公布される事例において虚偽の宣伝事件が相当大きな比重を占めている。広義の虚偽の宣伝には、虚偽広告だけでなく、狭義の虚偽の宣伝も含まれる(広告以外のその他の方法にて虚偽の宣伝を行う)。本文では、虚偽広告、虚偽の宣伝(狭義)の概念及び認定、処罰措置の法律競合及び適用などの方面から、虚偽の宣伝(広義)に対する行政処罰の簡潔な分析を行う。

一、虚偽広告

1. 虚偽広告の概念及び認定

現行法は虚偽広告に対し明確な定義を行っていない。虚偽広告の概念を理解するには、まず、広告の概念を理解しなければならない。「広告法」第二条の規定に基づき、広告とは、商品取扱者又はサービス提供者が費用を負担し、一定の媒体及び形式を通じて、その販売を促進する商品又は提供するサービスを直接又は間接的に紹介する商業広告をいう。広告の媒体及び形式には、主に下記の内容が含まれる。

- 1) 新聞、定期刊行物等を利用して広告を掲載する。
- 2) ラジオ、テレビ等の映像音声を利用して広告を放送する。
- 3) 建築物又はスペースにネオン、ショーウインドウ、ライトボックス等を設置して広告を行なう。
- 4) 劇場、ホテル、デパート等の内外に広告を設置、貼り付ける。
- 5) 自動車、船、飛行機などの交通機関に広告を設置、制作、貼り付ける。
- 6) 郵便局を通じて各種の広告宣伝品を郵送する。
- 7) 現物贈呈により広告宣伝を行う等。

このほか、「商品包装物広告監督管理についての通知」によれば、商品包装の文字、図形、画面が商業広告の特徴に適合していれば、「広告法」の規定により規範化及び監督管理を行うことができるとされている。即ち、商品包装も、広告の「媒介物及び形式」と見なすことができるということである。

通常の意味から言えば、虚偽の内容を含んでおり、消費者に対する詐欺、誤信を誘起する広告であれば全て虚偽広告であるとの認定を受けることができる。実務においては、「虚偽広告の認定処理を行うことについての返答」によれば、工商行政機關は通常、下記の二つの方面から虚偽広告であるとの認定を行う。

- 1) 広告により宣伝する製品及びサービス自体は客観的、真実であるか否か。広告により事実を捏造し、実在しない製品及びサービスにより詐欺的宣伝を行った場合、虚偽広告であると認定することができる。
- 2) 広告により宣伝する製品及びサービスの主な内容(製品及びサービスが到達可能な基準、効

用、使用する登録商標、受賞情況、及び製品製造企業及びサービス提供者等が含まれる)が真実であるか否か。広告により宣伝する製品及びサービスの主な内容と事実が合致しない場合、虚偽広告であると認定することができる。

2. 虚假广告处罚措施的法律竞合和适用

2. 虚偽広告に対する処罰措置の法律競合及び適用

关于虚假广告的处罚措施，与之相关的法律规定包括：

虚偽広告に対する処罰措置に係る法律規定は次の通りである。

法律名称	具体规定
《广告法》	第三十七条：违反本法规定，利用广告对商品或者服务作虚假宣传的，由广告监督管理机关责令广告主停止发布、并以等额广告费用在相应范围内公开更正消除影响， <u>并处广告费用一倍以上五倍以下的罚款</u> ；对负有责任的广告经营者、广告发布者没收广告费用， <u>并处广告费用一倍以上五倍以下的罚款</u> ；情节严重的，依法停止其广告业务。构成犯罪的，依法追究刑事责任。
《广告管理条例实施细则》	第十七条：广告客户违反《条例》第三条、第八条第（五）项规定，利用广告弄虚作假欺骗用户和消费者的，责令其在相应的范围内发布更正广告，并视其情节予以通报批评， <u>处以违法所得三倍以下的罚款，但最高不超过三万元，没有违法所得的，处以一万元以下的罚款</u> ；给用户和消费者造成损害的，承担赔偿责任。
《反不正当竞争法》	第二十四条：经营者利用广告或者其他方法，对商品作引人误解的虚假宣传的，监督检查部门应当责令停止违法行为，消除影响，可以根据情节 <u>处以一万元以上二十万元以下的罚款</u> 。

法律名	具体的規定
「广告法」	第三十七条：本法の定め違反し、広告を利用して商品又はサービスについて虚偽の宣伝をしたときは、 <u>広告監督管理機関が広告主に掲出を停止し、かつ広告料金の同額をもって然るべき範囲内で公開訂正影響を取り除くよう命じ、広告料金の同額以上 5 倍以下の過料を併科する。</u> 責任のある広告代理店、広告媒体に対しては、 <u>広告料金を没収し、広告料金の同額以上 5 倍以下の過料を併科する。</u> 情状の重いときは、法によりその広告業務を停止させる。犯罪を構成するときは、法により刑事上の責任を追及する。
「广告管理条例实施细则」	第十七条：広告依頼者が「条例」第三条、第八条第（五）号の規定に違反し、広告を利用して虚偽を施しユーザーと消費者を騙した場合、その然るべき範囲内において訂正広告を出すよう命じ、且つ情状により、通報批評を行い、 <u>違法所得額の 3 倍以下の過料に処する。但し最高で 3 万円を超えないものとする。違法所得がない場合、1 万円以下の過料に処する。</u> ユーザーと消費者に損害をもたらした場合、賠償責任を負う。
「不正当竞争法」	第二十四条：事業者が広告その他の手段を利用し、商品を誤認させる虚偽の宣伝をした場合には、 <u>監督検査部門が違法行為を停止すること、影響を取り除くことを命じ、情状に基づき 1 万元以上 20 万元以下の過料を科す</u> ことができる。

关于上述法律规定的适用，原则上：

上述の法律規定の適用については、原則として下記の通りである。

- 1) 《广告法》属于全国人大常委会颁布的法律，《广告管理条例实施细则》属于国家工商行政管理总局颁布的部门规章，在《广告法》第三十七条和《广告管理条例实施细则》第十七条产生竞合的情形下，依照“上位法优于下位法”的原则，理论上，应优先适用《广告法》第三十七条对虚假广告进行定性处罚。
- 2) 虽然《广告法》、《反不正当竞争法》均属于全国人大常委会颁布的法律，但是《广告法》出台在后，属于新法。依照“新法优于旧法”的原则，同时，根据《广告法》第四十九条关于“本法施行前制定的其他有关广告的法律、法规的内容与本法不符的，以本法为准”的规定，在两者竞合的情形下，理论上，应优先适用《广告法》。此外，依照“特别法优于一般法”的原则，《广告法》是广告监管的特别法，因此对经营者利用广告对商品作引人误解的虚

- 1) 「广告法」は全国人民代表大会常務委員会が公布した法律であり、「广告管理条例实施细则」は国の工商行政管理総局が公布した部門規則であり、「广告法」第三十七条及び「广告管理条例实施细则」第十七条との間において競合が生じた場合、「上位法は下位法よりも優先される」という原則に基づき、理論的には、「广告法」第三十七条の虚偽広告に対する判定と処罰が優先的に適用されなければならない。
- 2) 「广告法」、「不正当竞争防止法」はいずれも全国人民代表大会常務委員会が公布した法律であるが、「广告法」は、「不正当竞争防止法」よりも遅れて公布されたことから、新法にあたる。「新法は旧法よりも優先される」という原則に基づき、同時に、「广告法」第四十九条の「本法の執行前に制定されたその他の広告に関連する法律、法規の内容が本法と一致しない場合

假宣传行为，理论上，也应优先适用《广告法》进行定性处罚。

根据《广告法》第三十七条的规定，对广告主的处罚主要为：停止发布广告；以等额广告费用在相应范围内公开更正消除影响；罚款。其中，罚款的数额为广告费用的一至五倍。实践中，在广告费用的认定上，弹性比较大。通常情况下：

- 1) 广告费用包括：广告设计费用、广告印制费用、广告发布费用、运输费用以及工商行政机关认定的其他费用等。
- 2) 广告费用不仅包括实际发生（即，广告已经设计或发布）、实际支付的费用，还包括已经发生、尚未支付的广告费用，以及已经签署合同、但尚未履行的合同约定的费用。工商行政机关在认定时，主要依据广告主和广告经营者、广告发布者之间的合同和发票。
- 3) 实践中，工商行政机关通常按照广告费用的二至四倍予以处罚。如果按照广告费用的一倍或五倍进行处罚，工商行政机关可能需向其上级机关说明从轻处罚或从重处罚的理由。例如，上海地区的工商行政机关，对于“广告内容虚假，损害消费者人身、财产安全或导致消费者大量投诉的”，对广告主的处罚幅度，通常为广告费用的四至五倍。

此外，值得注意的是，根据《关于已设计制作虚假广告但未发布的行为如何处理问题的答复》，广告活动由设计、制作、代理、发布等环节组成，因此，广告主在广告活动中设计、制作虚假广告，但是尚未发布广告，一旦被工商行政机关查实，仍有可能面临上述处罚。虽然如此，但是，对于广告主在设计、制作过程中自行发现并纠正虚假广告，未造成危害后果的，实践中，工商行政机关通常会从轻、减轻或者不予行政处罚。

由于篇幅限制，我们暂介绍以上内容。在下期《里兆法律资讯》(Issue 204)中，我们将进一步分析狭义的虚假宣传的概念及认定、处罚措施的法律竞合和适用等，敬请关注。

备注：

请点击以下网址，查看相关法令的全文内容：

《广告法》

http://www.saic.gov.cn/zcfg/fl/199410/t19941027_45767.html

《反不正当竞争法》

http://www.saic.gov.cn/zcfg/fl/199309/t19930902_45760.html

(里兆律师事务所 2010年05月21日整理编写)

は、本法に従う。」という規定に基づき、両者に競合が生じた場合、理論的には、「广告法」が優先的に適用されなければならない。このほか、「特別法は、一般法よりも優先される」という原則に基づき、「广告法」は广告監督管理の特別法であることから、事業者が广告を利用して人々の誤解を誘起させた虚偽の宣伝行為は、理論的には、優先的に「广告法」を適用し、判定し処罰を行わなければならない。

「广告法」第三十七条に基づき、广告主に対する処罰は主に广告発表の停止、广告費用と同額の然るべき範囲内で影響を取り除くこと過料である。このうち、過料の金額は、广告費用の1倍から5倍である。実務においては、广告費用の認定は、比較的柔軟的に行われている。通常は下記の通りである。

- 1) 广告費用には、广告设计費用、广告印刷作成費用、广告発表費用、輸送費用及び工商行政機關が認めるその他の費用などが含まれる。
- 2) 广告費用には、実際に発生する(即ち、广告の設計又は発表が完了している)、実際に支払う費用だけでなく、既に発生しているが、未払の广告費用、及び既に契約書を締結しているが、未履行の契約書に約定されている費用も含まれる。工商行政機關が認定する時には、主に广告主及び广告事業者、广告発表者間の契約書及び領収書に基づき、認定を行う。
- 3) 実務においては、工商行政機關は通常、广告費用の2倍から4倍にて処罰をする。广告費用の1倍から5倍にて処罰する場合、工商行政機關は恐らく、その上級機關に対し罰を軽くする理由又は罰を重くする理由を説明しなければならない。例えば、上海地区の工商行政機關は、「广告内容の虚偽に起因して、消費者の人身、財産の安全を毀損し、又は消費者からの苦情が大量に発生した場合」、广告主に対する処罰の幅は、通常、广告費用の4倍から5倍とされている。

このほか、ご注意頂きたいことは、「虚偽广告を設計作成済みであるが発表されていない行為を如何に処理するかについての返答」によれば、广告活動は、設計、制作、代理、発表などの段取りによりなされるものであるため、广告主は、广告活動の虚偽广告の設計、制作を行なっているが、广告を発表していない場合、工商行政機關に事実を一旦究明されれば、上述の処罰を受ける可能性が依然としてある。とはいえ、广告主が設計、制作の過程で、虚偽广告を発見し訂正し、危害をもたらしていない場合、実務においては、工商行政機關は、できるだけ罰を軽くする、又は行政処罰に処しないというのが通常である。

紙面に限りがあることから、まず以上の内容を紹介する。次回の「里兆法律情報」(Issue 204)では、狭義の虚偽の宣伝の概念及び認定、処罰措置の法律競合及び適用などについて分析を行う。

備考：

関係する法令全文の内容をご覧になる場合は、下記

の URL をクリックしてください。

「広告法」

http://www.saic.gov.cn/zcfg/fl/199410/t19941027_45767.html

「不正競争防止法」

http://www.saic.gov.cn/zcfg/fl/199309/t19930902_45760.html

(里兆法律事務所が 2010 年 5 月 21 日付で作成)